

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 移動支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 AnnBee という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害児・者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都国分寺市西元町三丁目6番14号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員1名の合計4名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上8名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

(イ) 東京都国分寺市西元町三丁目2202番3所在の障害福祉サービス事業所敷地
一筆 (297.50 m²)

(ロ) 東京都国分寺市西元町三丁目2202番4所在の障害福祉サービス事業所敷地
一筆 (181.86 m²)

(ハ) 東京都国分寺市西元町二丁目2546番30所在のなな庵敷地
一筆 (178.00 m²)

(ニ) 東京都国分寺市西元町三丁目2058番11所在の障害児通所支援事業所敷地
一筆 (142.54 m²)

(2) 建物

- (イ) 東京都国分寺市西元町三丁目 2 2 0 2 番地 3 及び 2 2 0 2 番地 4 所在の鉄筋
コンクリート造陸屋根 4 階建の障害福祉サービス事業所建物 1 棟 (延 754.23 m²)
- (ロ) 東京都国分寺市西元町二丁目 2 5 4 6 番地 3 0 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
2 階建のなな庵建物 1 棟 (延 141.64 m²)
- (ハ) 東京都国分寺市西元町三丁目 2 0 5 8 番地 1 1 所在の木造瓦葺 2 階建の障害児
通所支援事業所建物 1 棟 (延 99.78 m²)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産と
する。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な
手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員
会の承認を得て、国分寺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲
げる場合には、国分寺市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付
が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とす
る当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約
を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る
担保に限る。)

(資産の管理)

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は
確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 1 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の
前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更
する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え
置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 2 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次
の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、国分寺市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国分寺市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人AnnBeeの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 木下るみ子

理事 山内 敦

” 相馬 博

” 岩城 洋子

” 森 重 隆

” 苅谷 浩三

” 大澤早智子

監事 坪井 真

” 森重直樹

社会福祉法人AnnBee 評議員会決議事項

内容		根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議よらなければならない。		○ (法45条の9第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。 一.評議員会の決議		○ (法45条の9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条 第54条2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議よって吸収合併契約の承認を受けなければならない。 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議よって吸収合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項の5)
	新設合併の承認	第54条8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議よって新設合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項の5)
役員(準)に関する事項	役員、監事の選任	第43条第1項	【法】役員及び監事は、評議員会の決議よって選任する。		○ (法45条の9第7項の1)
	役員(監事に限る)の解任	第45条4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議よって、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条9第7項 前項の規定に関わらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。 一 第45条4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)	○	
	役員(監事以外)の解任	第45条4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議よって、当該役員を解任することができる。	○	
	役員、監事、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条35第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○	
財務に関する事項	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条30第2項 定款第32条2項	【法】理事は、第45条28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第32条第2項2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければ	○	
	基本財産の処分	定款第29条	【定款】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、国分寺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には国分寺市長の承認は必要としない。	○	
	残余財産の処分	定款第38条	【定款】(残余財産の帰属)第38条 解散(合併又は破産による解散は除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益法人のうちから選出されたものに帰属する。	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条2第77項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○	
	役員等の責任の免除(すべての免除)	第45条20第4項 準用 一般法人法112条	【一般】第112条 前条第1項(※第111条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。	×	×
	役員等の責任の免除(一部の免除)	第45条20第4項 準用 一般法人法113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は当該役員等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議よって免除することができる。	○	○ (法45条の9第7項の2)
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○

社会福祉法人AnnBee 理事会決議事項

内容		根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条13第2項第1号 定款第24条第1号	【法】社会福祉法人の業務執行の決定 【定款】(権限)第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が先決し、これを理事会に報告する。 (1)この法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条9第10項準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議よって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは当該事項 3 前2号にかかげるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第12条	【定款】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者とする	定款第25条	【定款】(招集)第25条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款第41条	【定款】(施行細則)第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。	○	
	内部管理体制の整備	第45条13第5項	理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、厚生労働省令で定める体制の整備。	○	
	競業及び利益相反の取引の制限	第45条16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
	臨機の設置	定款第35条	【定款】(臨機の措置)第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに業務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)
役員にの関する・事解	理事長及び業務執行理事の選定・解職	第45条13第2項第3号 定款第24条第3号	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職 【定款】(権限)第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が先決し、これを理事会に報告する。 (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	第45条13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分及び譲受け	第45条13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認あるいは決議	定款第31条	【定款】(事業計画及び収支予算)この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事銀杏が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	○	
	事業報告及び計算書類の承認	第45条28第3項 定款第32条	【法】第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書 (3)貸借対照表 (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書 (6)財産目録	○	
	基本財産の処分	定款第29条	【定款】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、国分寺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、国分寺市長の承認は必要としない。	○	
	資産の管理	定款第30条	【定款】(資産の管理)第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	○	
会計処理の基準	定款第34条	【定款】(会計処理の基準)第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○		

社会福祉法人AnnBee 専決事項及び専決権の受任職名一覧

専決受任者 専決事項		専決権の受任職名	
		理事長	業務執行理事
法人一般・人事に関する事案	1 理事会・評議員会の招集に関する事(法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く)	○	
	2 理事会の議案の提出に関する事(法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く)	○	
	3 規程、規則等の制定・改廃に関する事(法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く)	○	
	4 予算編成及び決算調整に関する事	○	
	5 予算の流用、予備費の計上及び使用	○	
	6 短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの(多額の借入の場合を除く)	○	
	7 寄付の募集事務及び受け入れに関する事(寄付金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く)	○	
	8 債権の免除・効力の変更に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○	
	9 訴訟に関する事(法人の組織及び権限に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○	
	10 利用者入所判定基準の策定	○	
	11 入所利用者の決定及び利用契約締結者		○
	12 苦情対応規程・第三者委員の選任	○	
	13 職員の採用に関する事(施設長等の重要な役職を除く)		○
	14 職員の人事配置に関する事(施設長等の重要な役職を除く)	○	
	15 有期契約社員の採用に関する事		○
	16 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事		○
	17 時間外勤務命令及び旅行命令に関する事		○
	18 職員の昇給・昇給基準の決定に関する事	○	
	19 職員の昇給者・昇給決定者に関する事	○	
	20 休職・復職・退職・育児・介護休業等に関する事		○
	21 職員の表彰・制裁・解雇に関する事	○	
	22 職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○
	23 職員の諸手当に関する事		○

No.2

専決受任者 専決事項		専決権の受任職名	
		理事長	業務執行理事
法人一般・人事に関する事案	24 職員健康診断の実施に関する事		○
	25 被服貸与等に関する事		○
	26 利用者の日常の処遇に関する事		○
	27 利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○
	28 薬品、給食材料の処分に関する事		○
	29 自動車の運行管理に関する事		○
	30 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事		○
	31 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○
	32 職員の研修に関する事		○
	33 諸証明に関する事		○
収入事案	34 金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	○	
	35 介護報酬・自立支援給付費・運営費・措の置費等の収入に関する事	○	
	36 過誤納金の充当又は還付に関する事		○
	37 受贈の承認、寄附に関する事(重要なものは除く)	○	
支出事案	38 その他の債権(重要なものは除く)	○	
	39 固定資産の取得及び処分等に関する事(軽微なものに該当)	100万円以上 1,000万円以下	100万円未満
	40 建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事(軽微なものに該当する場合)	100万円以上 1,000万円以下	100万円未満
	41 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事		○
	42 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○
	43 緊急を要する物品の購入(災害・故障・保守管理関係に限定)	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
	44 上記以外の支出等	別表3	

別表3

社会福祉法人AnnBee 支出に関する決裁基準表

区分	項目	摘要		決裁者及び決裁金額(単位:万円以下)			
				課長	業務執行理事	理事長	理事会
全般的項目	①固定資産・物品等の購入	⑦及び⑧に属するものを除く	購入総額	10	100	1,000	左を超えるもの
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	帳簿価格		100	1,000	----
	③交際費等の支出	(営業部員のみ)	1回の金額	10	左を超えるもの	----	----
	④修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	1件の金額		100	左を超えるもの	----
	⑤教育・研修に要する支出	教育研修規程に基づくものに限る	----			○	----
	⑥その他の費用の支出	③～⑤に関するものを除く	1件の金額	10	100	左を超えるもの	----
製造関連項目	⑦商品等の仕入れ	商品・製品・半製品の仕入れに限る	1回の金額	50	左を超えるもの		
	⑧原料・材料の購入	重要性の乏しいものを除く	"	50			
	⑨外注加工の発注	製造原価に算入される外注加工費となるものに限る	1件の金額 差益割合	100 20%未満 10%超			
営業関連項目	⑩受注契約等	受注に関する見積もりを含む	1件の金額	100	左を超えるもの		
	⑪原料材料の購入	営業活動に係るものに限る	"	5			
	⑫売上値引	受注時の値引きを含む	"	10			
	⑬売上割合	売上割引を含む	"	5			
その他の項目	⑭手形の振出し					○	----
	⑮手形の引受、割引					○	
	⑯予算の項目間流用					○	
	⑰金融機関との取引の開始又は廃止					○	
	⑱契約の締結	契約時の更新継続を含む。重要性の乏しいもの及び⑩を除く				100	
	⑲リース契約					300	1,000

別表4（第4条第3項関係）

規程、規則の議決分掌表

	理事会での議決	評議員会での審議	理事長の専決
定款細則	○	○	
経理規程・経理規程契約細則	○		
設計等業務契約手続規程	○		
役員・評議員報酬及び旅費規程	○	○	
秘密情報管理規程	○		
業務管理体制整備規程	○		
施設運営規程	○		
重要事項説明書	○		
利用契約書	○		
情報公開規程	○		
個人情報保護基本規程	○		
ホームページ運営規程			○
苦情対応規程	○		
公益情報対応規程	○		
利用者の権利擁護関連規程	○		
危機管理対応員会規程	○		
消防計画 応援協定			○
BCP計画(事業継続計画)	○		
施設所有自動車管理規程			○
就業規則(正規 有期契約社員)	○		
給与規程 休暇規程	○		
育児休業、介護休業規則	○		
セクハラ・パワハラ防止規程	○		
マタニティ・ハラスメント規程	○		
ハラスメント苦情処理委員会規程			○
人事考課規程集	○		
安全衛生管理規程	○		
在籍出向規程	○		
宿直に関する規程			○
懲戒手続規程	○		
被服貸与規程			○
短時間雇用管理選任規程			○
育児・介護休業等再雇用制度規程	○		
再雇用職員就業規則	○		
職員の兼業等事務取扱規程			○
交通用具通勤管理規程			○
文書管理規程 文書保存規程			○
公印取扱規程			○
資金運用規程	○		
監事監査規程	○	○	
利用者預り金等管理規程	○		